

宮城県PTA連合会 健全育成委員会だより

発行日：令和 7 年 11 月 28 日

発行：宮城県PTA連合会

企画・編集：令和 7 年度健全育成委員会

※「健全育成委員会だより」は宮城県 PTA 連合会 web サイトからダウンロードできます

教育における多様性の理解と受容

誰一人として取り残さない

「インクルーシブ教育」について学ぼう

学校にはいろいろな子ども達がいいます。得意なことが違ったり、助けが必要な場面があったりと、一人ひとりの個性や状況、背景は様々ですが、どんな子どもでも「みんなと一緒に学びたい」「自分の力を伸ばしたい」という気持ちは同じでしょう。特別な支援が必要な子どもが通常学級と一緒に学ぶ機会を大切に、互いを受け入れ合いながら生活することで「違うことは駄目なことではなく、それぞれの特性や得意なことが活かされると全体の強みになる」ということを自然に理解できるように、子ども達の協調性が育まれるのではないのでしょうか。

令和七年度健全育成委員会だよりでは、教育における多様性の理解と受容をテーマに、『インクルーシブ教育』について紹介します。インクルーシブ教育は、子ども一人ひとりが放つ個性という光を見過ごさず、誰もが自分らしく輝けるようにするための教育の在り方の一つです。

インクルーシブ教育とは？

インクルーシブ (inclusive) は「包み込む・包括」という意味です。インクルーシブ教育とは、「すべての子どもが共に学び、互いを尊重する教育」のことで、障がいの有無、国籍、言語、性別、経済状況などに関係なく、すべての子どもが平等に教育を受ける権利

を尊重するものです。その特徴は、子ども一人ひとりの特性に応じた支援や環境整備を行い、学びやすい環境を提供することにあります。

そして、目指すところは、誰も取り残さない「共生社会の実現」です。すべての人が尊重される社会を築くためには、幼少期から多様性について学ぶことが重要とされ

ます。子ども達が互いの違いを理解し、尊重しながら育つことで、将来的に共生社会の基盤を築くことを目指しています。

特別支援教育との違い

「すべての子どもが共に学ぶ」というと、単に障がいのある子どもが通常学級で学ぶ姿を思い描きがちですが、特別支援教育とインクルーシブ教育には、内容に次のような違いがあります。

特別支援教育は、障がいや発達に特性を持つ子ども達が対象です。個々の教育的ニーズに応じた専門的な支援を行い、特定のスキルや能力を伸ばして自立や社会参加を促すことを目的としています。一方、インクルーシブ教育が対象としているのは、すべての子ども達です。「誰一人取り残さない」という理念に基づき、社会全体の多様性を尊重する姿勢を育むことを目的としています。

インクルーシブ教育は、「基礎的環境整備」「個別の合理的配慮」「支援体制の強化」によって進められます。インクルーシブ教育は特別支援教育を包含し発展させた概念であり、学校教育全体の在り方を改革するという考え方です。

合理的な配慮を受け、多様性を受容する環境の下で育つ子ども達は、自分と違う立場の仲間との関わりを通じて、お互いを尊重したり、思いやりたりする心が育まれると考えられています。また、仲間から認められることで自分の個性も肯定的に捉えられ、自信をもつて学習に取り組めるようになることが期待されます。

宮城県のインクルーシブ教育

日本では、2014年に「障害者の権利に関する条約」に批准したことで、インクルーシブ教育が本格的に推進されるようになりました。

実は、宮城県では早くから「ともに学ぶ」教育の重要性を認識し、2005年に「宮城県障害児教育将来構想」という独自の構想を策定しています。これは、インクルーシブ教育を先取りするもので、すべての子ども達が多様性を尊重する心を育む土台となる学校教育を、国に先んじて取り入れたものです。その後、「宮城県特別支援教育将来構想」へと引き継がれ、今年度からは「第2期宮城県特別支援教育将来構想」に沿った教育が開始されています。その内容には、

共生社会の実現に向けた今後10年間の施策が盛り込まれています。

共生社会を目指す3つの柱

宮城県の共生社会実現を目指すための取り組みは①自立と社会参加 ②誰一人取り残さない学校づくり ③誰もが認めあう地域づくりの3つの目標を柱に進められています。

①自立と社会参加

関係機関の連携強化による乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援の充実。教育相談の実施や特別支援教育コーディネーターの養成など。

②誰一人取り残さない学校づくり

児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備。ICT利用活用や学びの多様性を活かした教育プログラムなど。

③誰もが認めあう地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加促進のための環境整備と共生社会実現に向けた関係者の理解促進。居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施など。

現状と取組み

2015年に策定された宮城県特別支援将来構想では、児童生徒数が減少する中、特別支援教育についての理解が進んだことで、2003年から特別支援学校への入学希望者が増加傾向にあり、特に知的障害支援学校において顕著であることが示されています。また、第2期宮城県特別支援教育将来構想では、今後も増加傾向が見込まれる特別支援教育を必要とする児童生徒数に対応した、施設整備に関する具体的な取組みが示されているとともに、学習の質を高めるための教員の専門性の向上と、地域や保護者へのインクルーシブ教育に対する理解促進なども優先的取組みとして挙げられています。

「ふつう」と「合理的配慮」について

私たちが日常さまざまな場面で使っている「ふつう」という言葉。「ふつう」の基準はどのようにして決まるのでしょうか。一般に、社会において人々が円滑に生活していくための暗黙のルールや規範などについて、多数派の人々が共有していることが「ふつ

う」となります。そこから逸脱している場合は「ふつうではない」ということになり、多くの場合には肯定的な意味では使われないのではないのでしょうか。

障がいのない子どもを中心としてつくられた学校の中には、障がいのある子どもが学ぶ上での「壁」があります。その「壁」を取り除くことを「合理的配慮」といいます。

例えば、読み書きに障がいがある場合、ノートではなくタブレット端末を活用した学習にすることで学ぶ上での「壁」を取り除くことができます。これは、一人だけ特別扱いすることではないのです。障がいのある子どもが他の子と同じように教育を受ける権利を保障するために必要なことなのです。

もし、自分の子どもが困っていることを抱えているようだと思えば、学校に相談してみましょう。先生と情報を共有しながら、子ども本人の意見を尊重した上で「合理的配慮」の内容を調整することが重要です。

基礎的環境整備について

はじめから個別に合理的配慮の内容を調整するのではなく、多様な子どもがいることを前提に環境を整備することを「基礎的環境整備」と呼びます。基礎的環境整備には、国レベルでできること、自治体レベルでできること、学校レベルでできることがあります。

例えば、先生の数を増やす、ICT機器の整備や建物をバリアフリーにすることなどは国や自治体レベルで実施する環境整備です。また、教室内での子ども達同士の望ましい人間関係を整えるなども基礎的環境整備ということになります。

子どもの困っている「壁」をなくすためには、基礎的環境整備を十分に行い、その上で本人も周りの人も困らないように個別の合理的配慮の内容を調整することが重要です。

私達にとっての基礎的環境整備

私達に染みついている「ふつう」は、多くの人にとっては社会の多数派に属する部分では「壁」とは感じないけれど、性別や雇



用形態、経済状況など個別に「壁」と感じていることはそれぞれであって、誰にでもその人なりの「壁」があるのでないでしょうか。ただ、困った経験がなかったり、何とかやってきたりした人には、なかなか自分の「ふつつ」を見直す必要性に気付き難いこともあり、自分の「ふつつ」を押し付けたり、決めつけたりすることで、溝をつくってしまいうこともあります。自分は多数派だと思っ
ていても、場面によっては少数派になり得ることもあるのだということを忘れないようにしたいものです。

多様性の受容には、私達大人が自分の「ふつつ」を常に見直す姿勢が重要です。そして、家族の中にも個性があるように「みんな違って当たり前」ということを家庭でも子どもに伝えていきたいですね。

例えば、伝える方法として、子どもと絵本や物語を一緒に読んだり、映画を見るなどした時に、登場人物の気持ちを想像しながら他者の立場になって考えてみることで効果的と言われます。また、「クラスにはどんな子がいるかな」と投げかけてみると、子ども達には私達が考えている以上に柔軟に多様な仲間を認め、受け入れる心が育っていることに気づかされるかもしれません。

多様性と協調性

多様性を受け入れるには、十分な意見を交わしながらお互いに困っていることを理解する必要があるので、実際にはそう簡単なことではないようにも思えます。しかし、自分のものさしを見直し、相手の立場になっ
て考えてみることで乗り越えることはできるのではないのでしょうか。

多様性については「周りが我慢する・してあげる」ではなく、対等な立場でお互いを受け入れていくことが重要であり、協調性には互いに許容し折り合いをつける「しなやかさ」が大切です。大人の私達が正しく理解し、こども達に伝えていきたいですね。

教室では子ども達が支え合い、共に尊重して包み込むような学習環境をつくっていくことが進められています。それはこれからの社会においても求められていることなのです。



「花は咲きたいように咲いた姿が一番美しい」。これはあるガーデナーの言葉です。すべての子ども達の多様で多彩な個性が、それぞれの輝ける場所が一番美しい花を咲かせられるように、学校と地域と家庭でしっかり連携し支えていきましよう。

令和七年度健全育成委員

委員長 星岳大

副委員長 石川悟 建村勇樹

委員 鈴木晶晴 齋藤祐子

新貝 英歴

担当副会長 笠原由佳 高橋禎毅

参考資料

文部科学省

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

文部科学省 共生社会の形成に向けて

宮城県特別支援教育将来構想 平成27年2月

第2期宮城県特別支援教育将来構想
実施計画（前期） 令和7年3月

安井政樹 野口晃菜著

「発達障害の子どもが困らない学校生活へ」

NHK出版発行